

防衛医科大学校病院医療事故調査委員会規則

防衛医科大学校病院規則第3号

医療法（昭和23年法律第50号）第6条の11第1項の規定に基づき、防衛医科大学校病院医療事故調査委員会規則を次のように定める。

令和元年7月9日

防衛医科大学校病院長 浅野友彦

防衛医科大学校病院医療事故調査委員会規則

（設置）

第1条 防衛医科大学校病院（以下「病院」という。）において発生した医療事故（勤務する医療従事者が提供した医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡または死産であって、病院長が予期しなかったものと判断した場合）の原因の究明、再発防止策の提言を行うことを目的に、防衛医科大学校病院医療事故調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（構成）

第2条 委員会は、内部委員と外部委員をもって構成する。

2 内部委員は、以下の者をもって充てる。ただし、調査対象の医療事故に関与する診療科等に所属する者は、委員になることができない。

- (1) 医療安全管理責任者
- (2) 医療安全・感染対策部長
- (3) 病院内関連領域専門家
- (4) その他病院長が必要と認めた者

3 外部委員は、医療法にいう医療事故調査等支援団体からの推薦をもとに、病院長が任命する。

4 委員長は、委員の互選で選出し、外部委員から選出されることが望ましい。

第3条 委員長が必要と認めた時には、委員会に委員以外の者の出席を認め、説明又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、必要に応じ、当該事例に関わった関係者に対して、調査に必要な聞き取りを行うことができる。

（任期）

第4条 委員の任期は、委員会設置の日から報告書を提出した日までとする。

（調査事項）

第5条 委員会は次の各号に掲げる事項を調査する。

- (1) 対象の医療事故に関する臨床経過の把握。
- (2) 対象の医療事故に関する原因究明。
- (3) 対象の医療事故に対する再発防止策の提言。

防衛医科大学校病院医療事故調査委員会規則

(開催要件)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(調査報告書)

第7条 委員会は、調査の結果をとりまとめ、医療事故調査報告書を作成し、病院長に報告する。

2 医療事故調査報告書は、原則として、次の項目によって構成するものとする。

- (1) 本件医療事故調査報告書の位置付け・目的
- (2) 調査概要
- (3) 調査結果
- (4) 再発防止策
- (5) 医療事故調査委員会の構成
- (6) 関連資料

(医療事故調査・支援センターへの報告)

第8条 医療法第6条の11第4項の規定に基づき、病院長は、医療事故調査を終了したときには、遅滞なく、その結果を医療事故調査・支援センターに報告しなければならない。

(遺族への説明)

第9条 医療法第6条の11第5項の規定に基づき、病院長は、調査の結果を遺族に説明しなければならない。

(守秘義務)

第10条 医療事故調査委員会への出席者は、委員会で知り得た内容に関して守秘義務を負う。

(事務局)

第11条 委員会の事務局は、医療安全・感染対策部に設置する。

(委任規定)

第12条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、令和元年7月9日から施行する。